

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者  
選定委員会 審査結果報告書

令和6年9月4日

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会

## 多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会 審査結果報告書

本選定委員会は、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩ふるさと資料館の指定管理者の候補者の選定を行うために設置され、令和 6 年 6 月 10 日の委員会から 3 回にわたり審査を行いました。その結果をここに報告いたします。

### 1. 審議経過について

| 回     | 日時・場所                                                | 主な議題                                                       |
|-------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 6 月 10 日（月）<br>18 時 15 分～20 時<br>本庁舎 3 階 301 会議室     | ○多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の施設概要について<br>○指定管理者募集要項について |
| 第 2 回 | 8 月 1 日（木）<br>13 時～16 時 30 分<br>第 2 庁舎 1 階 第 2 庁舎会議室 | ○事前審査結果報告<br>○プレゼンテーション<br>○意見交換                           |
| 第 3 回 | 9 月 4 日（水）<br>18 時～19 時 10 分<br>第 2 庁舎 1 階 第 2 庁舎会議室 | ○委員会審査結果報告書（案）の確認<br>○意見交換<br>○審査結果まとめ                     |

## 2. 候補者選定について

本選定委員会は、多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条に規定する事前審査合格団体について、設置要綱第1条に定める審査会の事前審査結果報告に基づき決定した添付資料3「指定管理者選定に係る事前審査合格団体（決定）」にて多摩市長から報告を受け、次の2団体を審査の対象としました。

なお、候補者募集に際して市が実施した現地見学（令和6年6月25日）に参加した団体は11社であり、そのうち応募の申請をした団体は2団体であったとの報告を受けました。

|      |                |                           |
|------|----------------|---------------------------|
| 団体名称 | 多摩コミュニティパートナーズ |                           |
| 代表団体 | 名称             | 株式会社ギオン                   |
|      | 代表者氏名          | 代表取締役 祇園 彬之介              |
|      | 所在地            | 神奈川県相模原市中央区南橋本1-5-1       |
| 構成団体 | 名称             | 株式会社サービスエース               |
|      | 代表者氏名          | 代表取締役 伊丹 智典               |
|      | 所在地            | 多摩市愛宕四丁目19番地5 SAセンタービル 2F |

|      |   |
|------|---|
| 団体名称 | A |
|------|---|

### 3. 候補者選定審査結果について

#### (1) 審査結果

審査は、各団体からの提出書類による書類審査、並びに、第2回選定委員会（令和6年8月1日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（各20分）及び質疑応答（各20分）により、「審査表」に基づき実施しました。

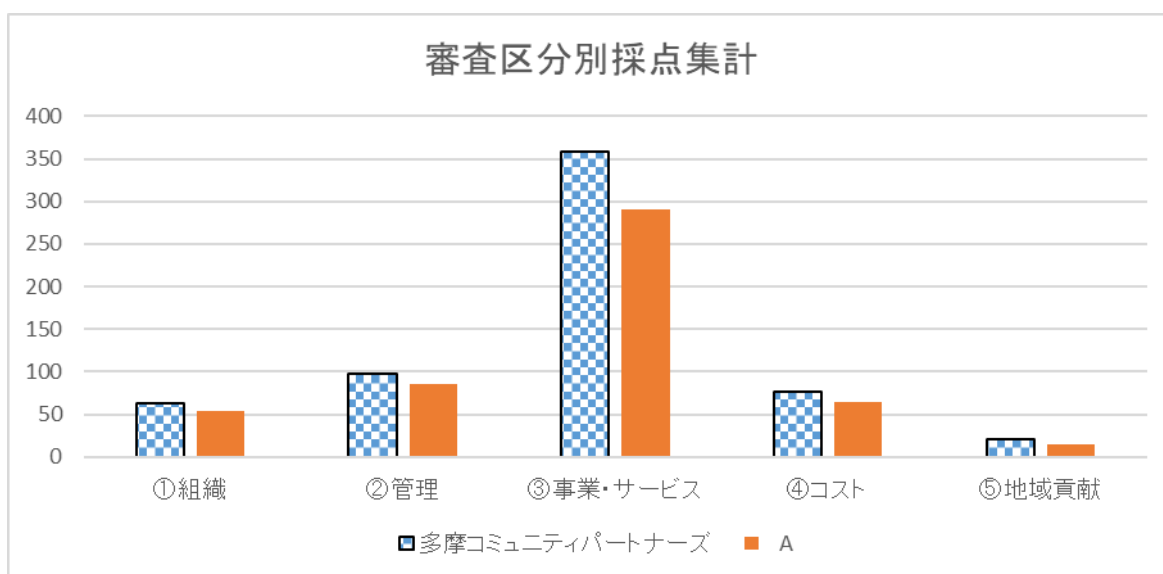
採点の集計結果は以下の通りであり、合計点の高い団体を上位として順位を付しました。

#### 【採点集計結果】

| 団体名            | 採点合計  | 順位  |
|----------------|-------|-----|
| 多摩コミュニティパートナーズ | 617 点 | 1 位 |
| A              | 508 点 | 2 位 |

#### 【委員別採点集計】

| 順位 | 団体名                | 採点合計<br>(775 点満点) | 採点内訳（155 点満点） |      |      |      |      |
|----|--------------------|-------------------|---------------|------|------|------|------|
|    |                    |                   | 委員 a          | 委員 b | 委員 c | 委員 d | 委員 e |
| 1  | 多摩コミュニティ<br>パートナーズ | 617 点             | 114           | 116  | 131  | 124  | 132  |
| 2  | A                  | 508 点             | 102           | 88   | 87   | 111  | 120  |



【多摩市立市民活動・交流センターおよび多摩市立多摩ふるさと資料館 審査表】

|           | No | 選定項目                         | 審査基準                                                                           | 配点  | 委員5名の合計点       |     |     |     |  |
|-----------|----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|-----|-----|-----|--|
|           |    |                              |                                                                                |     | 多摩コミュニティパートナーズ |     | A   |     |  |
| ① 組織      | 1  | 人員配置・研修体制                    | 施設全体の管理体制を行うための職員体制、勤務ローテーション体制、研修体制が整っているか。                                   | 75  | 20             | 63  | 18  | 54  |  |
|           | 2  | 団体の経営状態                      | 経営基盤が安定しており、良好な経営状態であるか。                                                       |     | 22             |     | 19  |     |  |
|           | 3  | 安定した管理運営を担保する実績              | 文化施設、スポーツ施設等同種の施設の管理運営業務の実績があるか。                                               |     | 21             |     | 17  |     |  |
| ② 管理      | 4  | 施設管理の安全・安定性                  | 日常の施設整備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。                                          | 125 | 21             | 98  | 17  | 86  |  |
|           | 5  | 快適な環境・衛生管理                   | 安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策を行えるか。                                           |     | 19             |     | 16  |     |  |
|           | 6  | 危機管理                         | 集団感染症対策や、事故・緊急時等の対応が考えられているか。                                                  |     | 20             |     | 18  |     |  |
|           | 7  | コンプライアンス                     | 労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。                           |     | 19             |     | 18  |     |  |
|           | 8  | 公平な施設利用                      | 利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。                                                |     | 19             |     | 17  |     |  |
| ③ 事業・サービス | 9  | 事業計画                         | 基本方針、管理運営方針、要求水準に沿って、成果指標の達成につながるような内容となっているか。                                 | 450 | 40             | 359 | 32  | 290 |  |
|           | 10 | 交流の促進                        | 団体同士、地域住民との交流の促進につながるような具体的な提案がなされているか。                                        |     | 40             |     | 34  |     |  |
|           | 11 | コーディネーターの育成                  | 市民活動を支援するコーディネーター育成につながるような具体的な提案がなされているか。                                     |     | 34             |     | 32  |     |  |
|           | 12 | 団体の活動に対する支援                  | 活動拠点情報や団体情報の収集・提供方法が、効率的かつ効果的な提案となっているか。                                       |     | 34             |     | 34  |     |  |
|           | 13 | 施設の有効活用                      | 子育て交流室、会議室等、貸室としての稼働率が低い設備が有効に活用される提案となっているか。                                  |     | 40             |     | 26  |     |  |
|           | 14 | 利用者の満足度向上                    | 協議会の開催など、利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。                 |     | 40             |     | 32  |     |  |
|           | 15 | 事業バランス                       | 貸館事業、イベント事業、コーディネート事業、自主事業のバランスは妥当か。                                           |     | 21             |     | 15  |     |  |
|           | 16 | 自主事業の実施                      | 施設の設置目的に沿った自主事業の提案となっているか。                                                     |     | 44             |     | 34  |     |  |
|           | 17 | 自主事業の実施（交流スペースの活用）           | 交流スペースに、カフェや喫茶等を設置することで、来館の動機付けとなりうる提案や、カフェや喫茶等を設置することで、利用者の交流を促すような提案となっているか。 |     | 66             |     | 51  |     |  |
| ④ コスト     | 18 | 収支計画の妥当性                     | 収入、支出のバランス等現実的な計画になっているか。                                                      | 100 | 36             | 76  | 34  | 64  |  |
|           | 19 | 具体的経費削減策                     | サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。                                                   |     | 19             |     | 16  |     |  |
|           | 20 | 自主財源の確保                      | 自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。                              |     | 21             |     | 14  |     |  |
| ⑤ 地域貢献    | 21 | 市内業者の活用や自治体との災害協定・ボランティア活動など | 市内業者の活用に対し具体的な提案があるか。自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。                               | 25  | 21             | 21  | 14  | 14  |  |
| 合計        |    |                              |                                                                                | 775 | 617            |     | 508 |     |  |

#### 4. 選定委員会の意見

##### (1) 審査の視点

審査にあたっては、募集要項で示した選定の基準に基づき、各委員がそれぞれの専門分野や立場における知見を活かして審査を行い、組織、管理、事業・サービス内容、コスト、地域貢献といった様々な観点から意見を述べ、評価区分ごとに採点を行いました。

##### (2) 意見

今回、指定管理者による管理を行う多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館は、開館3年目の新しい施設です。

多摩市立市民活動・交流センターは、市民が主体的に行う活動（以下「市民活動」）の場を提供するとともに、市民活動を支援し、及び市民の交流を促進することにより、豊かな地域社会の実現をはかるための施設です。

多摩市立多摩ふるさと資料館は、文化財を保管するとともに、その収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、情報発信等を行うことにより、郷土の文化に対する市民の理解を深め、後世に継承するための施設です。

上記2施設の管理運営を行う指定管理者には、事業者が持つノウハウをもとに、適切な施設設備の維持管理を行うだけでなく、市民活動を支援していくとともに、多様な交流が生まれるような施設運営を行うことが求められます。

応募された2団体とも、市側が要求する水準を満たしていると認めますが、順位1位と評価した指定管理者候補者団体には、指定管理運営の実績が充実しており、安定した施設運営を期待できる提案となっています。また、地域の実情をよく把握しており、地域を中心に活動する団体とも連携した具体的な事業提案がされていることなど、従来以上に魅力的な提案がされていました。

本委員会では、提案の具体性や積極性等の面で優れていると判断し、上記「3. 候補者選定審査結果について」のとおり、順位づけを行いました。

今回の提案については、市と指定管理者で十分協議して、施設が最大限活かされるように事業を進めてもらいたいと考えます。またそのためには、施設運営や事業実施の適切なモニタリングが必要であると考えます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響を経て、社会はさまざまな変化を遂げてきました。これからの施設は、様々な変化に柔軟に対応し、地域社会のニーズに応じた運営と体制が求められます。指定管理者候補者団体には、変化する地域環境に適応しつつ、魅力的な施設の運営を通じて、多摩市民全体の活力を引き出し、“健幸なまち”を実現するための支援を期待して、本委員会の意見といたします。

## 添付資料

- 資料 1 多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱
- 資料 2 多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 多摩市立市民活動・交流センターおよび多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の事前審査合格団体（決定）

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び  
多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号）第7条及び多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年多摩市教育委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館（以下「多摩市立市民活動・交流センター等」という。）における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、多摩市立市民活動・交流センター等の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査に合格した団体について、指定管理者の候補者の選定の基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 多摩市立市民活動・交流センター等の管理運営に関し専門的知識を有する者 3人以内

(2) 公募による市民 二人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、指定管理者の候補者に関する審査に当たり、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募団体の事前審査に関すること。
- (2) 委員会の審査方法等に関すること。
- (3) 予定候補者の選定に関すること。

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

- (1) くらしと文化部長
- (2) くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部社会教育・文化財担当課長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

## 多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期：令和6年6月10日から令和7年3月31日まで

※区分内50音順、敬称略

|   | 役職   | 氏名     | 区分                       |
|---|------|--------|--------------------------|
| 1 | 副委員長 | 小野田 朋恵 | 施設の管理運営に関し<br>専門的知識を有する者 |
| 2 | 委員長  | 讃岐 亮   |                          |
| 3 | 委員   | 内藤 純   |                          |
| 4 | 委員   | 近藤 浩   | 公募による市民                  |
| 5 | 委員   | 吉田 浩子  |                          |

多摩市立市民活動・交流センターおよび多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の  
事前審査合格団体（決定）

多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・  
交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和 6 年多摩市告示第 261 号）に  
基づき設置された多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会にて実施  
した事前審査の結果に基づき、以下の団体を事前審査合格団体として決定する。

|      |                |                               |
|------|----------------|-------------------------------|
| 団体名称 | 多摩コミュニティパートナーズ |                               |
| 代表団体 | 名称             | 株式会社ギオン                       |
|      | 代表者氏名          | 代表取締役 祇園 彬之介                  |
|      | 所在地            | 神奈川県相模原市中央区南橋本 1－5－1          |
| 構成団体 | 名称             | 株式会社サービスエース                   |
|      | 代表者氏名          | 代表取締役 伊丹 智典                   |
|      | 所在地            | 多摩市愛宕四丁目 19 番地 5 SA センタービル 2F |

|      |   |
|------|---|
| 団体名称 | A |
|------|---|